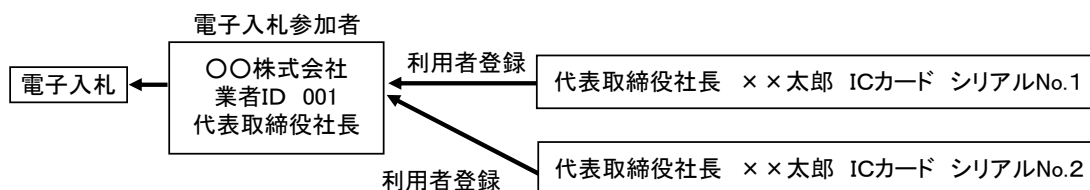


# 愛媛県におけるICカードに係る注意事項

受注者側のICカードについては、以下の点に注意をお願いします。

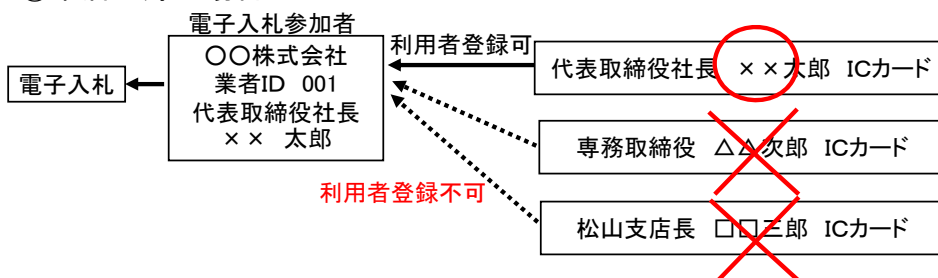
1. 愛媛県は1つの会社が複数枚のICカードを登録できます。



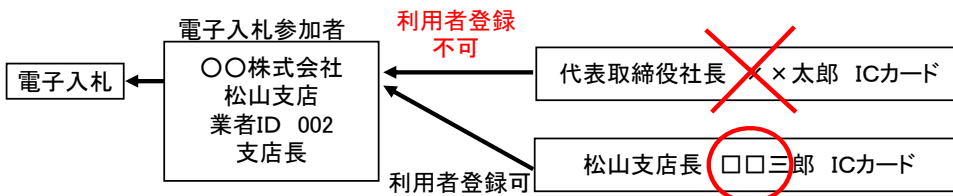
※システムへの利用者登録作業は登録するICカードの枚数分必要となりますが、業者ID、パスワードは入札参加者に対して1つ発行されます。(業種によって本店代表者、支店受任者のいずれもが入札に参加する場合は、別々に業者ID、パスワードを発行します。)

2. 愛媛県に利用者登録できるICカードの名義は入札参加資格申請を行った代表者(入札契約に関する年間委任を受けた者がいる場合は、その受任者)の名義に限ります。

## ①本店登録の場合



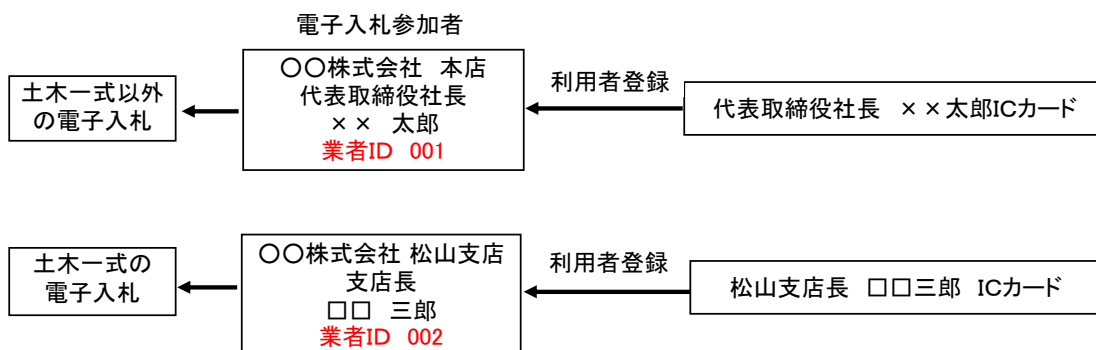
## ②支店登録の場合(入札契約に関する権限を支店長に委任している場合)



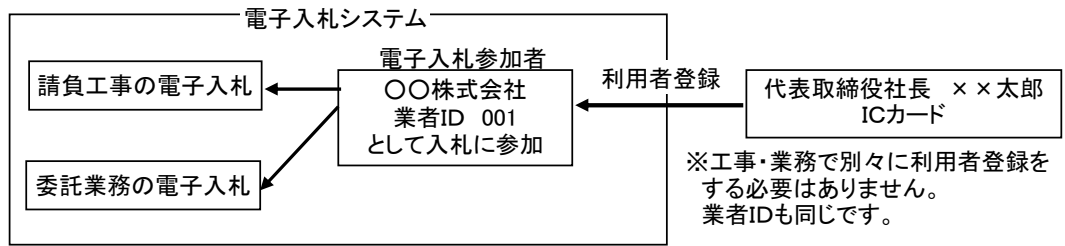
3. 愛媛県では同じ会社であっても本店と支店は別会社として扱いますので、業者IDも本店と支店では別となります。

したがって、例えば業種「土木一式」については支店に委任しているが、それ以外の業種については本店で入札・契約を行う企業の場合、本店と支店で別々にICカードが必要となり、それぞれで利用者登録を行う必要があります。(利用者登録申請書も本店と支店で別々に提出する必要があります。)

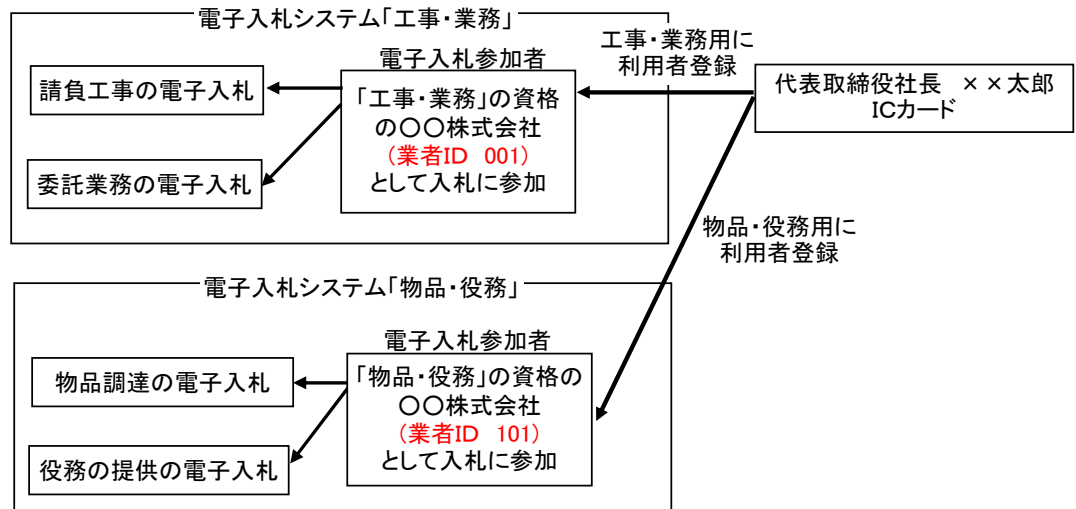
※電子入札案件においても従来の紙の入札と同様に落札者と契約を締結しますので、例えば本店(代表者名)で入札に参加し、契約のみを支店(受任者)で行うことはできません。



4. 工事とコンサルタント業務の両方に指名願を提出している場合も1枚のICカードで電子入札に参加できます。



5. 「工事・業務」と「物品・役務」の両方に指名願を提出している場合も1枚のICカードで利用可能ですが、「工事・業務」と「物品・役務」のそれぞれで利用者登録が必要です。業者IDも別々となります。



6. 国土交通省やコアシステムを利用している他の発注機関で使用しているICカードで愛媛県の電子入札に参加できます。(ただしICカードの名義人は代表者もしくは受任者に限ります。)

